

農業委員会議事日程

日 時：令和7年2月28日(金)午前10時00分

場 所：千曲市役所 3階 302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第54号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による特定農地貸付けの承認申請について
11. 議案第55号 遊休農地に係る非農地判断について
12. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
13. その他
 - (1) 地域計画(目標地図を含む)策定(案)について
 - (2) 視察研修精算について

〔閉 会〕

- ◎出席委員 保木野幸雄農業委員会会長外 13 名
- ◎事務局出席者 事務局長 滝沢資之、事務局次長 小山直美、企画主査 宮坂昌吉
- ◎説明員 農林課主幹 永田泰彦

【 会議概要 】

滝沢局長	先にお知らせしましたとおり、今月は、申告相談のため会場が狭く、農業委員さんのみ の招集となっています。それでは、ただ今から、令和7年2月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
小山次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第 3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足り うと思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。 日程第 4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、9 番 宮原雅彦 委員、10 番 平林修 委員にお願いいたします。 それでは、日程第 5、「議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議 題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
小山次長	……議案内容説明……
議 長	説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑・意見を終結し、採決といたします。 お諮りいたします。「議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案 のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 49 号」は、原案のとおり可決されました。 日程第 6、「議案第 50 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題 といたします。事務局より説明をお願いいたします。
宮坂企画主査	……議案内容説明……

議 長	それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。
保木野委員	両案件は、高速料金所から東に270m程に位置する農地で、両案件共に貸駐車場を造成する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、汚水はなく、雨水は地下浸透で、特に問題ないと思われます。
議 長	担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	進行いたします。質疑・意見を終結し、採決といたします。 お諮りいたします。「議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第50号」は原案のとおり可決されました。 続いて、日程第7、「議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
宮坂企画主査	……議案内容説明……
議 長	それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。
滝沢委員	1番案件は、R7.1.15に転用許可が出ていますが、申請代理人である行政書士の確認不足から、継承人が誤っており、正しい継承人への変更承認申請です、問題ないと思います。
議 長	担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑・意見を終結し、採決といたします。 お諮りいたします。「議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第51号」は、原案のとおり可決されました。 続いて、日程第8、「議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
宮坂企画主査	……議案内容説明……
議 長	それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

岡田委員	<p>1 番案件は、北国街道沿いの工場配送センター北側の農地に、12 月に申請のあった宅地分譲の追加分で 1 区画の宅地分場の申請です。コンクリート擁壁を設け、隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で、問題ないと思われま</p> <p>2 番案件は、中の中村地区にある 2 筆の農地に、5 区画の建売住宅を建設する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続、問題ないと思われま</p> <p>3 番案件は、2 番案件と同位置にある農地に、同一人が 1 区画の建売住宅を建設する計画です。雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、特に問題ないと思われま</p>
保木野委員	<p>4 番案件は、屋代のあかね保育園から北に 150m程に位置する 2 筆の農地に、住宅を建設する計画です。雨水は地下浸透、汚水は下水道接続、問題ないと思われま</p>
平林委員	<p>5 番案件は、排水機場と生萱組広場の中間に位置する父親所有の農地に、住宅を建設する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で、問題ないと思われま</p> <p>6 番案件は、区民広場から 100m程西に位置する父親所有の農地に、住宅を建設する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で、問題ないと思われま</p>
綿貫委員	<p>7 番案件は、八幡工業団地内にある農地に、現在駐車場として使用している場所に工場を増設するため、新たな駐車場を造成する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、汚水はなく、雨水は地下浸透で、問題ないと思われま</p>
滝沢委員	<p>8 番案件は、国道沿いにある消防署の信号から東に 150m程にある父親所有の農地に、住宅を建設する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、コンクリート擁壁を設け、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続、問題ないと思われま</p> <p>9 番案件は、議案第 51 号で変更承認のあったもので、国道沿いのパチンコ店市道を挟んだ東に申請者の購入する中古住宅に隣接する農地に、駐車スペースを設ける計画です。汚水はなく、雨水は地下浸透で、問題ないと思われま</p>
中島委員	<p>10 番案件は、千曲線沿いの中学校から北へ 320m程にある祖母が所有する農地に、住宅を建設する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続、問題ないと思われま</p>
議 長	<p>担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>質疑・意見を終結し、採決といたします。</p> <p>お諮りいたします。「議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 52 号」は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて、日程第 9、「議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
小山次長	<p>……議案内容説明……</p>

- 議長 説明が終わりました。なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 29 番から 31 番案件を審議いたします。
農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」にならい、小松委員の退席を求めます。
- (退席・退室)
- 議長 それでは、29 番から 31 番案件について、質疑・意見をお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議長 質疑・意見を終結します。
お諮りいたします。「議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」の 29 番から 31 番案件について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 全員賛成ですので、「議案第 53 号」の 29 番から 31 番案件は、原案のとおり可決されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。
- (入室・着席)
- 議長 それでは、1 番から 28 番、32 番から 46 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議長 質疑・意見を終結し、採決といたします。
お諮りいたします。「議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」の 1 番から 28 番、32 番から 46 番案件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、「議案第 53 号」の 1 番から 28 番、32 番から 46 番案件は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 10、「議案第 54 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付けの承認申請について(市民農園、棚田貸します制度)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 小山次長 ……議案内容説明……
- 議長 説明が終わりました。なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに棚田貸します制度の該当の 8 番案件を審議いたします。
農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」にならい、小松委員の退席を求めます。
- (退席・退室)

- 議長 それでは、棚田貸します制度の 8 番案件について、質疑・意見をお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議長 質疑・意見を終結します。
お諮りいたします。「議案第 54 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付けの承認申請について(棚田貸します制度)」の 8 番案件について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 全員賛成ですので、「議案第 54 号」棚田貸します制度の 8 番案件は、原案のとおり可決されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。
- (入室・着席)
- 議長 それでは、市民農園及び棚田貸します制度の 1 番から 7 番、9 番から 14 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議長 質疑・意見を終結し、採決といたします。
お諮りいたします。「議案第 54 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付けの承認申請について」の市民農園及び棚田貸します制度の 1 番から 7 番、9 番から 14 番案件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、「議案第 54 号」の市民農園及び棚田貸します制度の 1 番から 7 番、9 番から 14 番案件は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程 11、「議案第 55 号 遊休農地に係る非農地判断について」を議題とします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 小山次長 ……議案内容説明……
- 議長 説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議長 質疑・意見を終結し、採決といたします。
お諮りいたします。「議案第 55 号 遊休農地に係る非農地判断について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、「議案第 55 号」は、原案のとおり可決されました。以上で議事は全て終了しました。

続いて日程第 12、「報告事項」について事務局から報告をお願いいたします。

小山次長
宮坂企画主査
小山次長

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について
- (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

報告事項の説明が終わりました。質問はありますか。

(進行の声あり)

議 長

続きまして、日程第 13、「その他」について事務局から説明をお願いいたします。

永田農林課主幹
小山次長

- 地域計画(目標地図を含む)策定(案)について
- 視察研修の精算について

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和 7 年 2 月の総会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

[閉会] 午前 10 時 52 分